

ウェブ見本市 掲載規約

1. 総則・目的

「ウェブ見本市」は公益財団法人東京都中小企業振興公社中小企業受注拡大プロジェクト事務局(以下、事務局)が運営するウェブサイトであり、掲載企業のデジタルマーケティングを支援することを目的としたキュレーションサイトです。本規約は「ウェブ見本市」の運営規則を定めたものです。

2. 基本条件

- (1) 掲載企業は本規約を遵守するものとします。
- (2) 掲載は無料とします。
- (3) 掲載企業は企業情報、製品・サービス等に関する内容について、事務局がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。
- (4) 掲載企業は事務局が掲載期間中に実施するアンケート等に対して、必ず回答するものとします。

3. 掲載企業の選定

事務局は、「ウェブ見本市」への掲載企業を選定するにあたり、ビジネスチャンス・ナビに会員登録された中小企業者を対象として、審査を行います。

なお、審査においては、次の事項を確認します。

- (1) ウェブ見本市への掲載により、掲載企業に対するデジタルマーケティング支援の効果が期待できること。
- (2) ウェブ見本市の運営に支障をもたらす可能性など、掲載は困難である事項が存在しないこと。

4. 掲載に係る誓約

- (1) 掲載申込者は事務局から送付される「ウェブ見本市掲載に係る誓約書」(以下、誓約書)の内容を確認したうえで記入を行い、事務局に提出します。
- (2) 誓約書を事務局が定める期限までに提出しない場合、掲載を辞退したものとみなします。

5. 掲載に係る一般事項

- (1) 掲載企業は企業情報、製品・サービス等に関する内容について、一切の責任を負うものとします。
- (2) 掲載される事項(以下「掲載内容」といいます。)の中に第三者が著作権その他の権利を有している場合、第三者が著作権を有している箇所(例: 企業のロゴ、シンボルマーク、写真等)や、第三者が著作権以外の権利(例: 写真につき肖像権・パブリシティ権等)を有している掲載情報については、掲載企業の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。
- (3) 掲載企業に割り当てられる Web ページは、1 企業・1 団体につき 1 ページまでとします。ただし事務局が適当であると判断した場合、複数ページの利用を認める場合があります。
- (4) 掲載企業は特段の事情を除き、他企業の掲載を拒むことはできないものとします。

6. 掲載期間

- (1) 掲載開始日から 3 年とします。
- (2) 掲載期間の延長もしくは短縮を、事務局が判断する場合があります。

7. 掲載の開始

- (1) 掲載企業は、ウェブ見本市への掲載開始に関して事務局が行うコンテンツ作成に協力します。
- (2) 「ヒアリングシート」や「掲載画像」などの事務局が求めた資料を、定められた期限までに提出しない場合、掲載を辞退したものとみなします。
- (3) その他、定められた期限内にコンテンツが完成しなかったと事務局が判断した場合、掲載は中止となります。

8. 掲載期間中

- (1) 掲載企業は掲載内容に変更が生じた場合、速やかに事務局までその変更内容を連絡してください。
- (2) 誓約書で誓約した(1)～(6)いずれかの内容に関する事項に、重要な影響を与える事象が生じた場合、直ちに事務局に連絡します。

9. 掲載の終了

- (1) 掲載期間が終了した場合、事務局は掲載企業に予告なしに掲載を終了します。
- (2) 事務局は、前項により掲載企業に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. 掲載の取りやめ

- (1) 掲載を取りやめる場合、掲載企業はその旨を事務局宛に通知してください。通知の受理をもって、掲載取りやめとします。
- (2) 掲載企業は期間内であっても、通知を行うことで任意に掲載を取りやめることができるものとします。

11. 掲載の中止

- (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、掲載期間中であっても予告なく掲載を中止することがあります。

- ① 本規約に違反した場合。
- ② 誓約書における誓約内容と異なる事実や疑義が判明した場合
- ③ 本事業の目的に反する行為をした場合。
- ④ 事務局から連絡を取ることができない等、掲載継続の意思が確認できない場合
- ⑤ その他、掲載継続は困難であると事務局が判断した場合。

- (2) 事務局は、前項により掲載企業に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

12. 事務局の管理と免責

- (1) 事務局はやむを得ない事由、掲載に起因する事由又はその他事務局に直接起因しない事由により生じた掲載企業及びその関係者のいかなるトラブルや損失、損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 事務局は、「ウェブ見本市」に掲載する企業のビジネスチャンスの創出について保証等をするものではありません。また掲載に伴う商談・取引・契約等について、並びにこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても一切の責任を負わないものとします。
- (3) 「ウェブ見本市」に掲載する情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、これに基づいて掲載企業またはサイト利用者が下した判断及び起こした行動によりどのような結果が発生した場合においても、事務局はその責任を負いません。その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証を行うものでもありません。
- (4) 事務局は「ウェブ見本市」に掲載する企業の経営・財政状況等について保証するものではなく、また掲載に伴う商談・取引・契約等について、並びにこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても一切の責任を負わないものとします。

13. 禁止行為

掲載企業は、「ウェブ見本市」を利用して以下の行為を行ってはけません。

- (1) 他の掲載企業もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (2) 他の掲載企業もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名もしくは信用を毀損する行為。
- (3) 本規約、誓約書、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反する行為
- (4) 事務局が不適切であると判断し、掲載企業に通知した行為

14. 損害賠償

掲載企業が本規約に違反し、事務局又は他者に対して損失又は損害を与えた場合、掲載企業は、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

15. 規約の変更

事務局は予告なく本規約の内容を変更する場合があります。本規約に変更がある場合は、その内容を告知することとします。

以上

ウェブ見本市掲載に係る誓約書

公益財団法人東京都中小企業振興公社中小企業受注拡大プロジェクト事務局（以下、事務局）が実施するウェブ見本市に、掲載申込者の企業情報、製品・サービス等（以下、掲載内容）を掲載するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- (1) 「ウェブ見本市 掲載規約」（以下、規約）の記載内容を熟読のうえ、規約を遵守します。
- (2) 掲載申込者の役員及び従業員は、暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係を有さず、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていません。
- (3) 掲載内容に関して、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていません。
- (4) 掲載内容に関して、特許等の知財に関する紛争等が生じる「恐れ」はなく、または現に発生していません。
- (5) 掲載にあたり、出資者を含め主要な利害関係者の同意を得ています。
- (6) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、掲載申込者が行う事業の継続性について不確実な状況は存在していません。
- (7) (1)～(6)いずれかの内容に関する事項に重要な影響を与える事象が生じた場合、直ちに事務局に連絡します。
- (8) 自社の役員又は社員を事務局との窓口担当者と定め、事務局からの依頼には同人がすみやかに対応します。
- (9) 本誓約書における誓約内容と異なる事実や疑義が判明した場合など、掲載継続は困難であると事務局が判断した場合には、掲載を中止することに同意します。

（掲載申込者の記入）

誓約日：令和____年____月____日 本社所在地 : _____

会社名（屋号）： _____

代表者（役職）： _____

（氏名）： _____